

一般質問通告事項一覧表

令和元年 第4回 倶知安町議会定例会

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
1	佐藤 英俊	住民の町内視察の実施について	<p>10月に開催されたG20会場施設をはじめ、花園・山田・樺山の各地域における大規模開発はもとより、市街地においても多くの集合住宅が建設されている。</p> <p>移動手段をもたない高齢者を中心とした住民は、そのような変貌を報道を通じた形でしか知ることができず、自身の目で見ることが困難である。</p> <p>春、初夏の適時な頃合いを見計らい、希望する住民にバスによる主要箇所視察を実施しては如何かと考えるが、町長の考えをお聞かせください。</p>	町長	
2	〃	「倶知安町町内会等への加入及び参加を促進する条例」制定後における町内会の実態等について	<p>昨年12月に自治体としてはあまり例をみない当該条例が制定されました。制定後1年間が経過し、条例に基づく具体的な活動、行動などがあればお聞かせください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本年も多くの外国人の住民登録がされているなかで、市街地の集合住宅にも冬期間のアルバイト外国人が暮らす事になるが、町として日常生活の具体的な注意点の指導はどのように実施されているのか。 2. アルバイト外国人が就労する勤務先からも日常生活における注意喚起等の実施を町から要請しているのか。 3. 市街地を問わず、町内の集合住宅を事業者の寮として利用している状況把握を町が行っているのか。 	町長	
3	〃	町備品関係の修理・修繕などの管理体制について	<p>町の備品の全ては税金で賄われており、大切に使用している状況は好ましいと感じているが、その量も膨大と考えるので、下記の備品管理実態をお聞かせください。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(3)	(佐藤 英俊)		<p>前頁より</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修理・修繕は備品を管理している部署単位で必要に応じ対処しているのか。または全ては総務課など決められた部署への報告後、判断を仰いでいるのか。 2. 修理・修繕に必要な金額の上限を設け、上限以内であれば部署責任者の判断で実施しているのか。 3. 備品の廃棄処分の判断基準は。 4. 職員、利用者（関連施設を含む）の過失に起因する備品破損被害への対処は。 		
4	小川 不朽	「庁議」意思決定プロセスの透明化のために	<p>町長は、「町長としての意思決定過程が町民の皆さまにもわかりやすくお伝えできるように」として、本年5月15日、倶知安町庁議規則の全部を改正した。そして、議事要旨を作成し、町のホームページなどで公開することとした。</p> <p>以下、伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①これまでの庁議の開催状況について伺う。 ②所期の目的が達成された庁議の開催となっているか。 ③議事要旨が遅滞なく町民に公開できているか。 <p>【町の公式ホームページの掲載内容】 庁議結果の公表～意思決定プロセスの透明化のために～</p> <p>「庁議」は、町行政に関する基本方針及び重要な政策の決定などのために行われる庁内会議です。</p> <p>この庁議は「政策会議」と「調整会議」からなり、調整会議において付議された案件の事前審議などを踏まえたうえで、政策会議において町長としての最終的な意思決定を行う流れとなっています。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(4)	(小川 不朽)		<p>前頁より</p> <p>町政執行に関する庁内の意思決定過程の透明性を高めるため、また、町民の皆さまにもわかりやすくお伝えできるように、議事要旨を作成し公表することとしました。</p> <p>公表されたものは、町長の施策の検討経過をお伝えするものです。</p> <p>これら庁内の意思決定に基づく事務・事業によっては、町議会の審議などを経て議決され実行に移されます。</p>		
5	〃	旧倶知安保育所の跡地利用は	<p>平成 30 年 6 月の第 2 回定例会にて、倶知安保育所の跡地利用について伺った。</p> <p>前町長は、「本年 7 月から取り壊しに着手する。平成 28 年 3 月議会において、『倶知安保育所の跡地は公園や道路、狭隘する中学校の駐車場など、地域の生活環境整備に重点を置いた利活用を考えている。』と答弁したが、現時点でも利用方法については変更なく、地域の生活環境整備に活用していきたいと考えている。」と答弁している。</p> <p>以下、伺う。</p> <p>①現在、跡地内に道路造成工事が行われているが工事の進捗状況を伺う。</p> <p>②現在、跡地全体の利用計画があるのか伺う。</p> <p>③8 月に跡地周辺住民を対象にした「説明会」が開催されたと聞いているが、説明会開催の趣旨と内容について伺う。</p>	町長	
6	笠原 啓仁	『景観行政団体』 目指してみても どうですか	<p>景観法に基づく「景観行政団体」となることを本町として目指してみてもいかがでしょうか。</p> <p>道内では札幌市をはじめ 17 市町が同団体になっています。後志管内では小樽市と黒松内町がなっています。</p> <p>本町も「景観行政団体」として、町全体の景観形成をはかっていくべきだと思います。いかがでしょうか。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
7	笠原 啓仁	『会計年度任用制度』正しい運用で待遇改善をしっかりと	<p>役場で働く臨時職員など非正規職員の待遇改善を目的とした「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」が、今定例議会初日に全会一致で可決されました。条例の施行にあたり懸念される点がいくつかありますので、確認の意味を込めて以下についてお尋ねします。</p> <p>①「雇い止め」「格下げ」について 先日の議案審議での説明では、制度導入により本町では新たに3,000～5,000万円の支出増となるとのことでした。簡単に言うところの増加分が待遇改善に充てられる経費だと思います。この増加分の経費を抑えるために、「雇い止め」などによる採用数の削減や、フルタイムからパートタイムへの「格下げ」などを検討する自治体もあると聞きます。「雇い止め」や「格下げ」は制度の趣旨に反します。本町はどうしますか。</p> <p>②「会計年度任用職員」枠の拡大と固定化について 役場の事務・事業は常勤職員（正規職員）が担うというのが原則です。待遇改善が行われたとしても「会計年度任用職員」は非正規職員であることに変わりはありません。「会計年度任用職員」を使い勝手のいい職員として安易にその採用枠を拡大したり、固定化することは職員人事の原則に反します。その点をどう考えますか。</p> <p>③「会計年度任用職員」から常勤（正規）職員への任用について 職員採用にあたっては採用試験による新規採用に加え、役場業務に精通した「会計年度任用職員」を常勤職員として任用するという方法も考えられます。検討する価値はあると思います。 いかがでしょうか。</p>	町長	
8	〃	『子ども・子育て支援』その後どうなっていますか	<p>「子ども・子育て支援」に関して質問するのは、今年の第2回定例議会以来、半年ぶりです。確認の意味を込めて以下の点についてお尋ねします。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(8)	(笠原 啓仁)		<p>前頁より</p> <p>①こども園での「土曜保育」について 6月議会での私の質問に対し町長は、「めぐみ幼稚園、藤幼稚園が本年度も実施には至ってございません。今後も認定こども園と協議を重ね、人材確保を重点に対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします」と答えました。 本町の新たな子育て制度は来年4月で3年目に入ります。いつまで「土曜保育」の未実施状態がつづくのでしょうか。何度も言いますが、本気でやらないと「制度は失敗」という事態になってしまいます。そろそろ私の提案（昨年第4回定例議会・今年の第1回定例議会での一般質問を参照）を真剣に検討してみたいかがでしょうか。この問題の解決なしに「くっちゃん子条例」の制定はあり得ません。 「土曜保育」実施に向けた今年6月以降の具体的な取組みと来年4月以降の見通しについて、ご説明ください。</p> <p>②「子どもの貧困」対策について 昨年12月に実施した子どもの貧困に関する実態調査について、町長は次のように述べました。 「(実態調査)の詳細の分析につきましては、現在、委託業者とともに進めているところであります、もう少し時間をいただきたいと思っております。 次に、実態調査に基づく今後の取組みについてでございますが、先ほど述べた分析結果をもとに、今後開催予定の倶知安町子ども・子育て会議において貧困対策も視野に入れながら、次期のプラン策定に生かしてまいりたいと考えており、素案等ができましたら所管委員会に報告してまいりたいと考えております」 実態調査から1年、答弁から半年が経ちました。この答弁に基づくこの間と今後の取組みについてご説明ください。</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
9	笠原 啓仁	『新年度予算』編成にあたっての方針は	<p>役場内は今まさに新年度予算の編成作業の真只中にあると思います。文字町長にとっては自ら手掛ける初めての予算編成です。今回の予算は前任者との政策的な違いを確認するための判断材料ともなります。「文字色」を滲ませたものになるのかどうか、町民は注目しています。今回の予算編成に町長はどのような方針でのぞまれているのかお聞かせください。</p>	町長	
10	〃	『厚生病院の改築費』負担問題は怎么样了なりましたか	<p>厚生病院の改築費負担問題について町長は9月議会の定例行政報告で次のように述べました。</p> <p>「今後のスケジュールとしては、道厚生連の都合を考慮し、10月に大筋合意、年末までに決定が必要とされております。」</p> <p>今回の定例行政報告では、この問題には触れていません。すでに年末です。費用負担問題はどのような状況になっているのでしょうか。</p>	町長	
11	原田 芳男	「北海道倶知安宣言」をどう生かすのか	<p>G20 観光大臣会合は倶知安町が誘致し執り行われました。多額の町費、道予算も使われたところです。</p> <p>また、観光大臣による「北海道倶知安宣言」も採択されました。</p> <p>北海道倶知安宣言は33項目に渡って持続可能な観光に向けた取組みについて述べられました。</p> <p>また、附属書で観光の強靱性向上に関する行動について4項目の取組みを提起しています。</p> <p>これらを倶知安の町政にどのように生かしていくのか問われます。</p> <p>町長の所見を伺います。</p> <p>また、附属書では災害に対する取組みについて触れられています。</p> <p>この中には当然、泊発電所の事故に対する取組みも含まれます。</p> <p>持続可能な観光との観点から、泊発電所の廃炉を求める必要があると思いますが町長の答弁を求めます。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
12	原田 芳男	住民の暮らし応援を	<p>①多くの住民から毎年要望が寄せられている間口の置き雪の解消にどのように取組みますか。 倶知安町に住み続けるためにも、冬を快適に暮らすためにも解決が望まれています。 多くの議員からも質問が出されています。 解決に向けてどのように取組むのかお答えください。</p> <p>②福祉灯油は高齢者の皆さんに喜ばれると同時に暮らしを支える重要な施策です。 我が町は、一定の制限（価格が1リットル100円を超えたら）を課しています。 しかし、この制限によって後から価格が上がっても対象にならないとか、わずかな価格差で適用しないと なっています。 灯油価格が高止まりの現在、このような制限は廃止すべきです。 今年も灯油価格は高い水準となっています。 価格にこだわらず実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。 答弁を求めます。</p>	町長	
13	〃	子どもへのインフルエンザ予防接種の補助を	<p>倶知安町など多くの町で高齢者へのインフルエンザ予防接種の補助をしています。 利用者も多く予防の効果も高いと認識しています。 その一方で、子どもに対しては自己負担となっているのが現状です。 子どもの場合、インフルエンザの予防接種は2回受けることとなり、病院にもよりますが1回3,800円ぐらいかかり、2回で7,600円ぐらいかかります。子育て支援を進める観点から中学3年生までの子どもに対しての予防接種の援助をすべきと思います。 ちなみに黒松内町では生後6ヶ月から中学卒業まで無料としています。 町長の答弁を求めます</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
14	原田 芳男	65億といわれる上水道の改修、増設計画について	1, 全体計画と資金計画について 2, 将来計画を示してください 多額の資金が伴う計画です。町民に計画の全容や理由など明らかにしなければなりません。	町長	
15	〃	通学バスの改善を	現在、小・中学校の通学バスは道南バスに委託して運行されています。通学バスに関して、前回陳情が出されたところですが、大型バスでは交差点での方向転換が難しいとの理由で実現できませんでした。それならば、中型や小型では駄目なのでしょうか。(町長・教育長) 実情については教育委員会はよくご存じと思いますが、北部地区において現在、新幹線のトンネル工事が行われており、関係車両も頻繁に行き来しています。 このようなところを小学生の低学年の児童が1キロ近くも徒歩での通学は危険と思われまます。工事車両も10キロ未満の速度で通行することが求められています。 改善を切にお願いし、答弁を求めます。(教育長)	町長 教育長	
16	鈴木 保昭	今後の財政	東洋経済『都市データパック』編集部が毎年算出している財政健全度ランキングは、5つの視点(カテゴリー)から、自治体の財政を評価している。 (1)支出が収入の範囲内に収まっているか(収支) (2)外部環境の変化があっても柔軟に対応できるか(弾力性) (3)支出を税収で賄えているか(財政力) (4)税収には安定した裏付けがあるか(財政基盤) (5)財政上の負担を将来世代に先送りしていないか(将来負担) 倶知安町の財政については、議会・住民共に議論していかなければならないが、10年から15年に関わる財政状況の見通し、上記の5項目についてもお示しください。 併せて、水道会計についてもお聞かせください。	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
17	鈴木 保昭	厚生病院	その後の厚生連との話し合い結果 関連市町村との足並み 厚生病院の財源確保	町長	
18	〃	道路環境	町道百数十キロ今後の計画 凍雪害の補助事業 計画的な道路改修 補修 いつまでも凍雪害 年次計画 雨水処理 側溝清掃 町道の認定 開発業者のための認定は認めない（町長が認めたものの例外措置は認めない）	町長	
19	〃	定住人口の増加策	定住人口の増加策は考えているのか 格安住居 アパート 土地政策 持家対策 町外流出 野放しではないのか 若年層の起業促進政策	町長	
20	〃	春夏秋の観光政策	春夏秋の観光客の具体的な政策は持ち合わせているのか 夏の長期滞在の近年の動向	町長	
21	〃	住民の安全・安心	冬の防災訓練 遭難者の捜索 消防 警察 自衛隊 自衛隊の出動に箍がはめられた 自衛隊の出動が制限された 北海道防災課 防犯カメラの増加 水槽車の多角的な運営 更新を機会に 尻別川の水害対策 築堤状況 水防団の必要性	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
22	鈴木 保昭	札幌冬季オリンピック	スキーの町にふさわしいスキー競技 予算配分 (町長) 前町政は札幌冬季オリンピックに前向き (町長) 体育館の利用状況 雨漏り対策等の施設管理は十分か (教育長)	町長 教育長	
23	〃	文化福祉センター	長寿命化改修の計画は (教育長) 曇りガラス 省エネ (教育長) 雨漏り、結露、暖房 (教育長) 弱者にやさしくない福祉センター 車いす対策 (町長)	町長 教育長	
24	〃	全国学力テスト	全国学力テスト 秋田・石川県 全国都道府県 北海道 42 位 倶知安町の成績は 学習状況調査 教頭会 分析調査を詳細に提示 倶知安町は計画的に学習する環境ではないと考えるが、教育長の考えを伺います。	教育長	
25	〃	図書館について	図書館の計画は 以前、教育長の行政報告で建設をすると明言 (教育長) 倶知安駅に図書館を併設 (町長) 学習できる環境 (教育長) 現在の図書室で靴を脱ぐ理由は 土足で気軽に入れる環境 (教育長) 出来るところからやる意欲 (教育長)	町長 教育長	
26	坂井 美穂	転ばぬ先のフレイル 予防—地域全体で対策を	人生 100 年時代を迎え、健康寿命を延ばすことが重要課題である。年齢を重ね、全身の衰えが進むと、やがて介護が必要な状態になる。介護が一手手前の状態を「フレイル」と呼ぶ。 次頁へ続く	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(26)	(坂井 美穂)		<p>前頁より</p> <p>75歳以上を対象とした「フレイル健診」が来年度から全国の自治体で導入される。フレイルの早期発見で重症化を防ぎ、介護費用の伸びを抑えることや、地域で高齢者の健康を支える体制の整備をめざすもの。</p> <p>現在、65歳以上の高齢者の11.5%がフレイルともいわれている。まだ大丈夫と思っている時期から、予防に向けた行動が必要である。</p> <p>また、フレイルは早い時期にその兆候を見つけ、適切な治療や予防に取り組むことで健康な状態に戻すことができるとされる。以下を問う。</p> <p>①フレイル健診後における保健師や管理栄養士などによる適切な個人指導の充実が大切だと考えるが取組みを問う。</p> <p>②加齢により筋肉量が減少して、全身の筋力が低下した状態のサルコペニアは、フレイルの一因になるといわれる。「フレイル健診」の際でのサルコペニアのテストも検討を問う。</p> <p>③筋肉量や体力の低下を抑えるためには適切な食事、低栄養の予防が必要であるため、管理栄養士の栄養摂取指導や口腔ケアなど「食」に関する介護予防のより一層の取組みへの検討を問う。</p> <p>④これまで別々に行われていた介護予防と、高齢者の健康作りの事業を一体的に行う取組みが来年度から本格化されるが、町としての取組みを問う。</p> <p>⑤介護の予防や自立支援に成果を上げた自治体に手厚く配分する交付金が来年度は倍増し大幅拡充されるが当町での対応を問う。</p> <p>⑥フレイル予防にはとりわけ運動が重要。町としての健康教室のような取組み、また、民間サービスの活用などについてどのようにお考えか。</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
27	坂井 美穂	防災—自ら守る取組み	<p>台風 19 号が東日本を縦断し、各地に甚大な被害が発生した。とりわけ河川の氾濫による浸水被害が拡大した。避難所での不自由な生活を余儀なくされている人も多い。今回の災害を通してインフラ整備といったハード面の対策に加え、住民の迅速な避難行動を促すソフト面での一層の取組みが重要であると考えさせられた。</p> <p>本町でも、想定を超える河川災害等にどのように備えるか。以下を問う。</p> <p>①本町におけるハザードマップの周知はどのように行っているか。</p> <p>②自分が住んでいる場所、居る場所の浸水域が誰が見てもわかるような標識・表示の工夫の検討。</p> <p>③町民一人一人の防災意識を高めるための方策の検討。また、住民が災害発生時における自分たちの避難行動を時系列で事前に決めておく「マイタイムライン」の策定の普及に対する考え。子どもたちの防災意識を向上させるための観点からマイタイムライン教育も重要と思われるが、教育長の見解を伺う。</p> <p>④外国人や耳の不自由な人たちにも災害時の的確な避難を促すためにわかりやすい対策を講じているか、また今後の取組み。</p> <p>⑤今後、防災訓練がより重要になる。先端技術を活用した訓練を取り入れるなど、より地域の実情に応じた防災体制の強化や住民が主体となる訓練も必要では。</p>	町長 教育長	
28	〃	風疹拡大防止	<p>風疹は、妊娠初期の女性が感染すると、胎児が目や耳、心臓に障害を伴う「先天性風疹症候群」になる恐れがある。流行の拡大を抑えるには、過去にワクチンの予防接種を受けておらず、免疫力が低いとされる 1962 年から 79 年生まれの男性への感染防止が重要であるとされている。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(28)	(坂井 美穂)		<p>前頁より</p> <p>今年4月から抗体検査と予防接種が無料で受けられるクーポンの発送が始まっており、今年度は40～47歳の男性を対象に送付されている。しかし、利用率が低迷しているため、20年度も使えるよう期限を延長することとされた。積極的な拡大防止を目指し、以下を問う。</p> <p>①本町での対象人数と利用率。</p> <p>②クーポン券の周知と利用促進を強く訴える必要があるが、これまでどのように取組まれていたか。また、今後の利用率向上に向けた対策について。</p> <p>③仕事などで受診を先延ばしにしている人への対応策について。</p>		
29	富田 竜海	寒冷地生活ガイドライン作成について	<p>我が町は、日本屈指の寒冷地・豪雪地であり冬期間の生活は非常に厳しいものである。寒冷地での生活を経験した事のない人々にとっては想像に難しく環境に順応するのもなかなか簡単ではない。</p> <p>冬季になると日本・世界各地様々な地域より多くの人々を迎え入れる我が町において住民生活の向上やトラブル防止の為、寒冷地生活ガイドラインを作成し、十分に認知させる事が必要と感じる。</p> <p>具体的には、家庭内や職場における水抜きや除雪のマナーやルール、タイヤ交換の時期や買い替えの目安、寒冷地特有のエンジントラブルや車両の選び方、雪庇やつらら対策、町内の除排雪業者の紹介や費用相場等。これらはこの地域に長く住んでいる人々にとっては当たり前や常識、暗黙の了解等で認識されている場合が多いが、この現状は受け入れる側・受け入れられる側の双方にとってトラブルの種になりうると考える。</p> <p>町長の見解を問う。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
30	富田 竜海	町内の路上駐車対策 と駐車場整備計画に ついて	<p>現在、町内各地とりわけ都通を中心とした飲食店街とひらふリゾートエリアにおける路上駐車が大変多く見受けられる。</p> <p>特に冬期間になると路上駐車に加え、積雪が原因となり車両通行や歩行者の歩行を妨げており、これらは観光客だけではなく、地主や周辺の事業者による日常的な路上駐車も原因の1つである。</p> <p>しかし、現状町内には観光客・居住者・事業者全ての人々に対する駐車場が慢性的に足りておらず駐車場を借りようにもスペースがない。</p> <p>近年では観光客の増加に伴い、レンタカー事業者やそれらの利用客も増え、今後益々駐車場不足が深刻化していく事は容易に想像が出来る。</p> <p>この問題に対する町長の現状の認識と中長期的な駐車場整備計画（飲食店街・ひらふリゾートエリア）を問う。</p>	町長	
31	〃	東京オリンピック・ パラリンピック 2020 に向けたパブリック ビューイング条例の 制定について	<p>本年9月に開催されたラグビーワールドカップの盛り上がりは記憶に新しく、柔道・卓球・バレーボール・野球等、様々な国際大会における日本人選手の活躍が目覚ましい。</p> <p>来年には東京オリンピック・パラリンピック 2020 を控え、日本中が日本人選手の活躍に期待を寄せているところであるが、スポーツには自身で楽しむ際はもちろん、観戦をするだけでも精神的・身体的に多くのメリットがあるという調査結果がある。</p> <p>そこで、東京オリンピック・パラリンピック 2020 をきっかけにパブリックビューイング条例を制定し、ある一定基準を満たした国際大会を町内の公共施設を無料開放し、パブリックビューイングを行い、観戦を通じたスポーツ振興を町として推進する好機と考えるが町長・教育長の見解を問う。</p>	町長 教育長	
32	〃	行政におけるキャッ シュレス推進につい て	<p>現在、日常的に生活や仕事の中で現金を扱う機会が減ってきており、高齢者や子どもでも何らかのポイントや電子マネーを使用している人が非常に多くなってきている。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(32)	(富田 竜海)		<p>前頁より</p> <p>一部行政機関でも、ペイジーによるインターネット決済やクレジットカード決済を受け付ける等、支払い方法の多様化、キャッシュレス化が進んでいる。</p> <p>法的な環境整備が進んでいることや、今年10月の消費税率引き上げに伴う還元処置に合わせ社会全体的にキャッシュレス化が広まっている中で、様々な場面で人々の支払い方法は多様化しており、現金を持たない人々さえ現れている。</p> <p>行政機関においても今後更にキャッシュレス化に対するニーズと必要性は高まると考えられるが、時と場所を選ばず支払いを出来る環境整備は利用者の利便性向上だけではなく、行政内部の効率化等のメリットも大きいと考えるが町長の見解を問う。</p>		
33	波方 真如	オリンピック開催についてこの町の係わり方は	<p>(1)1964年以來、54年ぶりに東京でオリンピックが開催され、しかも2回もオリンピック・パラリンピックを同一都市で同時に開催するのは史上初です。2020年7月24日に開会式が行われ、8月9日に閉会いたします。</p> <p>その中で競歩・マラソン競技が札幌で開催される事によってこの町に影響があると考えますが、具体的にどの様な事を想定されていますか。マイナス影響・プラス影響共に町長の考えを伺います。</p> <p>(2)「大会ビジョン」スポーツには世界と未来を変える力がある。1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。その中で、「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、「一人ひとりが互いを深め合い（多様性と調和）」、「そして、未来につなげよう（未来への継承）」という3つの基本コンセプトがあるが、このコンセプトを取り入れた活動をこの町でも意識して行うべきではないか。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(33)	(波方 真如)		<p>前頁より</p> <p>(3)札幌で開催される大会に向けて、積極的に協力する事をアピールするべきだと考えますが、具体的なアピール方法や協力内容はどの様に考えていますか。</p> <p>(4)札幌で招致を目指す 2030 年冬季オリンピックに向けて、他市町村をはじめ他国スポーツ競技を行う団体の合宿等の受け入れ環境整備や誘致活動を積極的に行う必要があると思われませんが町長の見解を伺います。</p>		
34	森 禎樹	スキー振興について	<p>世界的なリゾート地としての「ニセコ」ブランドが発展を続けていますが、その本質は山であり雪です。つまりこの厳しい環境の豪雪地帯に伝わったスキーを、楽しみながら発展させてきた先人たちの努力の賜物なのです。当町は昭和 47 年に「スキーの町」宣言をし、スキーを町技と決めました。以来、様々な取組みでスキーの普及・発展を図ってきました。</p> <p>しかし、現在の取組みだけでは「スキーの町」としての物足りなさを感じます。今後のスキー振興について町長にお伺いします。</p> <p>(1)「スキーの町」宣言 50 周年に向けて 2022 年 12 月に「スキーの町」宣言から 50 周年を迎えます。そのシーズンだけイベントをするのではなく、そこに向けた今からの 3 年間で 2022 年以降の未来も見据えて 50 周年の節目を考えるべきだと思いますが、そのような計画はありますか。</p> <p>(2)ジュニア育成について 札幌市が 2030 年冬季オリンピックの招致を目指し、実現の可能性が大いにあります。アルペン競技の会場誘致も重要ですが、「スキーの町」のプライドにかけて倶知安出身のオリンピック選手を育成するべきです。スキーを中心にウィンタースポーツ全般でのジュニアの育成について真剣に検討していますか。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(34)	(森 禎樹)		<p>前頁より</p> <p>(3)旭ヶ丘スキー場について 町内及び近郊には素晴らしいスキー場がありますが、やはり倶知安町としては旭ヶ丘スキー場をもっともっと有効活用し、育てていく必要があります。</p> <p>現在は、倶知安スキー連盟と連携したスキー授業やスキー教室を行っていますが、更に連携の幅を広げ、各種イベントや大会を開催するなどスキーの普及・発展、更にはウィンタースポーツの普及・発展についての施策はありますか。</p>		
35	〃	小中学校並びにスポーツ施設の設備充実について	<p>町内にある小中学校並びにスポーツ施設は、建設から年月が経ち老朽化が目立ちます。また、時代の変化や利用者ニーズの変化により施設が有効活用されていない実態も見受けられます。これら施設の利用実態を把握したうえで、設備の更新といった施設整備を計画的に行い、有効活用を考えていく必要があるのではないのでしょうか。教育長にお伺いします。</p> <p>(1)町営プールについて スポーツ施設の中でも町営プールは特に老朽化が激しく、安全面を考慮すると一刻も早い対策が必要です。大規模改修をするのか、建て替えをするのか、または除却するのか、いつまでに決断しますか。</p> <p>また、一般の利用者数、学校体育での利用実態を踏まえて、本町に町営プールは必要ですか。</p> <p>(2)各施設の照明設備について 各施設において使用している照明設備は、今後 LED 照明への更新が必要ですが、各施設の更新に掛かる経費はそれぞれいくらになりますか。</p> <p>現在の設備を維持した場合の電気代と LED 照明にした場合の電気代を比較すると、今後 10 年間でランニングコストの差はどうなりますか。</p> <p>しっかりと予算づけをして計画的に更新すべきではないか。</p> <p>次頁へ続く</p>	教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(35)	(森 禎樹)		<p>前頁より</p> <p>(3)トイレについて 各小中学校並びにスポーツ施設のトイレには和式トイレが多く、洋式トイレの設置数は少ないと思いますが、それぞれの施設における設置割合はどうなっていますか。 また、利用者ニーズをどのようにとらえていますか。公共施設のバリアフリー化を推進していくためにも、まずは小中学校や特に利用者の多い総合体育館などは全て洋式トイレに改修すべきではないか。</p>		
36	作井 繁樹	上・下水道事業の課題	<p>1. 上・下水道の現状 上水道の最大給水量は 12,500 m³/日、下水道の最大処理能力は 6,600 m³/日と承知しているが、利用が集中する年末年始、昨年12月及び本年1月の実績として、給水量の最大値並びに処理量の最大値、併せてその日時と時間帯は。</p> <p>2. 今後の見通し 10年後、上水道の最大給水量の見通し、下水道の最大処理能力の見通し、併せてその数値を実現するための現時点での想定事業規模は。</p> <p>3. 水道法の解釈 “給水区域内への供給は義務”は、思い込みではないのか、検証したい。 (1)第一条 この法律の目的 「この法律は...公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的」、 “公衆衛生”並びに“生活環境”双方ともに“地域社会の人々”が前提であり、そもそも来訪者は想定外、加えて“寄与”貢献であり、義務ではないと考えるが見解を。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(36)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>(2)第二条 責務 「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し...」、「日常生活」が前提であり、そもそも観光客は想定外、加えて“国民”、外国籍の方も想定外と考えるが見解を。</p> <p>(3)第二条第2項 「国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに...水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない」、戸別貯水池設置への“協力”、加えて給水制限などにも“努める”責務を国民は負っているが見解を。</p> <p>(4)第二条の二 「国は...水道事業者等に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない」、全国一律の基準ではなく、その地域ごとに“必要な援助”に“努める”責務を国は負っており、地域ごとの現状に見合った援助が成されるべきと考えるが見解を。</p> <p>(5)第二条の二第4項 「水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営する...」、「適正”かつ“能率的”適当で無駄のない運営、必ずしも給水量の瞬間的最大値に、最大給水量を合わせることは、適当で無駄がないことにはならないと考えるが見解を。</p> <p>(6)第十五条 給水義務 「水道事業者は...給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない」、「正当な理由”客観的理屈が成り立てば、給水の義務はないと考えるが見解を。</p> <p>次頁へ続く</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(36)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>(7)第十五条第2項 「水道事業者は...常時水を供給しなければならない。ただし...正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には...給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない」、「予め区域及び期間を周知」し、「やむを得ない」仕方のないことと理解されるならば、給水制限は可能と考えるが見解を。</p> <p>4. 新たな手法の検討と水道料金等の精査 現時点での想定事業が唯一無二ではない。国に対し、水道法の不備や矛盾を指摘しつつ、本町の現状に理解を頂くべく努力をし、新たな手法を検討する。その新たな手法に基づく事業規模が試算され、老朽化した町内全域の送・配水管更新も踏まえた上で、先ずは水道利用加入金の精査、その後に水道料金の精査が成されるべきと考えるが見解を。</p> <p>5. 上水道の中長期的な指針とリンクした下水道の中長期的な指針 コンサルに依存せず、自前でそれらの作業が成されること自体が上水道の中長期的な指針策定であり、その指針なくして下水道の判断などできる訳がない。新年度などと悠長なことではなく、早急に上水道の指針策定に取り掛かり、その上水道の指針に基づく、上水道とリンクした下水道の中長期的な指針が策定されるべきと考えるが見解を。</p>		
37	〃	恒久的財源確保と 急的財源確保	<p>1. 今後の財政状況 独自試算による財政シミュレーション。今後10～15年間で想定される事業費は $150+85=235$ 億円、補助率が50%とすると町負担額は118億円、積立金13億円を引くと105億円、ホテルアルペン底地を28億円で売却できれば残り77億円、H29・1定での答弁による早期健全化基準までの起債可能限度額は70億円、つまり7億円が不足することになる。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(37)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>この試算の精度はともかく、本町の選択肢は三つ、一つ目は財政再生団体へ、二つ目は想定事業の一部を中止する、三つ目は不足分を確保する。まずは三つ目、ありとあらゆる知恵と工夫で不足分を確保すべきと考えるが見解を。</p> <p>2. 再分配制度の見直し</p> <p>幾度となく質疑しているが、トップシーズンには町民・従業員・宿泊客で約3万人、10年後には4万人が暮らすためのインフラ整備と維持が必要となるでしょう。加えて、公共交通体系が脆弱な本町において、町民の重要な移動手段の一つであるタクシーの台数が絶対的に不足するなど、年を追うごとにオーバーツーリズムが影を落とすでしょう。交付税算定に流動人口を加味する、或いは流動人口比率分を補助率に上乘せする、或いは過疎法ならぬ発展地域自立促進特別措置法による発展債の創設など、現行再分配制度の抜本的な見直しを国に働きかけるべきと考えるが見解を。</p> <p>3. 既存税目等の工夫による増収</p> <p>ふるさと納税がすこぶる好調であることには感謝したい。宿泊税の徴収もスタート、また、入湯税の増収も期待される。</p> <p>しかしながら、この三つの用途は重複、或いは納税者・寄付者には分かりにくく、誤解を招きかねない。それらの指摘を解消すべく、用途のすみ分け、見せ方の工夫をすることで、納税者・寄付者の理解が深まることにより、更なる増収にも繋がると考えるが見解を。</p> <p>4. 新たな法定外税目の導入</p> <p>こちらも幾度となく質疑しているが、新たな税目の検討、熱海市を参考とするコンドミニアム等所有税、箕面市を参考とする開発事業等緑化負担税など、新たな法定外税目の検討を急ぎ、段階的に導入すべきと考えるが見解を。</p> <p>次頁へ続く</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(37)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>5. 町有財産の利活用 再分配制度の見直しは別として、既存税目の工夫による増収、加えて二つの税目導入による増収は、独自試算では精々年間1~2億円程度。これら恒久的財源確保に加え、応急的財源確保の検討も必要では。</p> <p>(1)町有林 先ずは町有林の施業による収益を期待したいが、精々年間数百万円程度。場合によっては、施業に適さない規模の町有林に限り、売却も検討すべきと考えるが見解を。</p> <p>(2)町遊休地 確実な財源確保として期待されるのが町遊休地の売却。先ずは利活用方法を検討し、福祉施策等にとっての最適地の選定を早急に進めるべきだが、そこから漏れた遊休地に限り、売却も検討すべきと考えるが見解を。</p>		
38	木村 聖子	地域モビリティ（移動手段）の確保、交通弱者の支援策について	<p>高齢化社会の加速により自動車を手放す人が増えたり、郊外の学生であれば通学において時間的制約を強いられたりするなど、いずれもQOL=生活の質の低下を招くことにつながり、持続可能な社会形成においても懸念されると考えます。</p> <p>また、近年は観光客のタクシー利用が増加し、今冬はますます町民が利用することが難しい状況にあり、郊外のみならず市街地域であっても移動手段の確保に苦慮するなど、早急な地域モビリティの確保=交通弱者支援が望まれるところです。</p> <p>以下の点について、見解を伺います。</p> <p>1. 郊外・過疎地型、観光型によっても利便性・効率性は異なり、ひとつの運行形態ではニーズやエリアをカバーしきれないと考える。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(38)	(木村 聖子)		<p>前頁より</p> <p>そんな中、複数の運行形態を束ねるシステム「MaaS」に期待が寄せられており、AI オンデマンド交通、住民ボランティアによるマイカー送迎など実証実験からでも早期にスタートできないか。</p> <p>2. 町内高校に通学する学生について、中学3年生までは通学バスを利用できるが、高校入学した途端に通学バスは利用できず、路線バスは時間設定が限られるなど時間的制約や費用負担があり、高校生は不自由な状況に置かれている。</p> <p>また、通学に不便を感じることで地方の学校を選択する懸念が残り、地元高校の進学率を上げるためにも、路線バス料金の補助やスクールバスの状況を見ての利用を認めても良いのではないか。</p>		
39	〃	行政機構の考え方について	<p>本町は、新幹線駅の新たなまちづくりや観光産業、土地開発、宿泊税導入など新規事業だけでも同時的に行われており、さらに日々の住民サービス向上への対応など、各課においては決して十分とはいえない人員で鋭意努力されているかと思えます。</p> <p>しかしながら、変化のスピードや対応する事案は前例のないものも多い本町において、行政機構の見直し・工夫をすることは本町にとって必要な時期かと考えます。以下の点について見解を伺います。</p> <p>1. 子ども関連について、たとえば「子ども課」と称して、学校教育課と福祉課（保育園、児童館、子育て支援センターなど）を同じ枠組みで取り組むことで、よりスムーズな情報共有、一体化のある事業計画を進めることができるのではないか。</p> <p>2. 土地開発・整備関連について、まちづくり新幹線課と建設課の共通する分野を統合し、都市計画・建設や道路整備に関する情報共有や監視などにつなげてはどうか。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
40	木村 聖子	オーバーツーリズムの課題、量と質のバランスをどのように図るか	<p>オーバーツーリズムとは、国連世界観光機関（UNWTO）では「市民の生活の質、あるいは観光客の体験する質に悪い形で過度に及ぼされる観光の影響と定義できる」と説明しています。</p> <p>オーバーツーリズムは、世界の観光地で起きている課題となっていますが、各地の規模や観光の特徴により、その課題解決は一様ではないと考えています。観光を通じて「より住んでよし、訪れてよし」とするため、観光地として持続可能な成長のため、自然環境や社会的・文化的影響、そしてインフラ負荷、交通混雑など、観光の発展により誘引される影響を最小限にとどめる取組みが重要です。</p> <p>また、景観地区などリゾートエリアの開発においては、景観保護・自然環境を活かした開発が各事業者の努力においてなされることを町民のひとりとして強く望むところでもあります。</p> <p>このように、「求められるサービスの量」と「観光地の質、生活の質」のバランスについて本町としてどのような体制を取っていくのか、見解を伺います。</p>	町長	
41	古谷 眞司	放課後児童クラブの未来像と実現	<p>以下の点について町長に伺います。</p> <p>①放課後児童クラブの未来像を示してください。</p> <p>②実現へ向けての具体的なプロセス（課題、施策、工程）を示してください。</p>	町長	
42	〃	ひらふ地区の住居表示への変更について	<p>以前より、ひらふ地区の地番表示から、皆さんが分かり易い住居表示へ変更の要望もあり、一般質問もされています。</p> <p>地域防災や救急、そして来町者にとっても必要な事であると考えています。町長の見解を伺います。</p>	町長	
43	門田 淳	騒音・治安維持の対策	<p>近年、地域住民の生活を取り巻く社会環境が大きく変わっていく中で、平穏な生活を脅かす犯罪や事故、トラブルなどが多発傾向にある。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(43)	(門田 淳)		<p>前頁より</p> <p>また、市街地においては、夜間の騒音等の苦情も多発している。 明確にルール化して目に見えるように対応していくことで、安全で安心な住み良い倶知安町を目指していくべきではないでしょうか。 そこで次の点について町長に伺います。</p> <p>①街中での深夜の営業騒音の対策について。</p> <p>②これからの治安維持についての対策は。</p> <p>③飲食店街が倶知安町生活安全条例のモデル地域に指定されているので、課題解決に向けて取り組むべきでは。</p>		
44	〃	域内交通・地域間の交通体系について	<p>この倶知安町では、公共交通である路線バスの便数が少なく、冬季のタクシー台数も十分ではないことから、改善に向けた取組みが急務ではないでしょうか。</p> <p>また、北海道新幹線の開業に向けて倶知安駅は、ニセコエリアの玄関口や後志管内や空港とのアクセスなど、バスのハブターミナル機能が求められる。</p> <p>リゾート及び周遊観光に訪れる新幹線及びバス利用者の利便性を考えた交通体系や乗り換え機能の構築をどのように進めていくのか、次の点について町長に伺います。</p> <p>①公共交通である路線バスの便数やタクシーの台数などの現状と改善に向けた取組み。</p> <p>②郊外の公共交通について町としての考え方は。</p> <p>③新幹線の開業に向けては、リゾート及び周遊観光に訪れる利用者の2次交通をどのようにいつまでに構築していくのか。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
45	田中 義人	G20 観光大臣会合を終えて	<p>10月に行われたG20観光大臣会合では、町民会議の皆さんによる参加各国の方々へのおもてなしが行われ、小学生から高校生までの学生の皆さんによるウェルカムボードやカード、また歓迎レセプションパーティーやスイスの方々との交流会などでも、くっちゃんプラスオーケストラ、Mt.ようてい・ジュニアジャズスクールの皆さんによる、素晴らしい演奏が行われ、花を添えてくれていた。</p> <p>そしてG20会合では「持続可能な観光」について話され、最終日には持続可能な観光を目指し、観光公害の対応などを盛り込んだ「北海道倶知安宣言」が採択された。</p> <p>この宣言文は今後の倶知安町における観光政策、観光まちづくりに大きく影響するものと考えます。町長に以下の見解を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「北海道倶知安宣言」を町長はどう受け止め、考えているか。 わが町の現状を見ると、持続可能な開発が行われているとは感じられない。各国でもオーバーツーリズムが共通の課題として認識され、自然環境保護や混雑対策、地元住民との関係性について「数多くの困難を生み出す」と指摘されている。この町に置き換えたとき、何をすべきと考えるのか。 赤羽国土交通相は、ニセコひらふエリアマネジメントも掲げている「住んでよし、訪れてよし」の地域を実現させるため、観光客と地域住民の双方に配慮した持続可能な観光マネジメントが求められていると指摘している。 <p>また、デジタル技術を活用したデータ収集、共有、移動の利便性向上を図るなど、エリアマネジメントやDMOを活用した官民連携に言及したと考えるのがいいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 宣言の附属書では「観光危機管理に関する行動」をまとめているとなっているが、その内容とわが町において行うべき事は何か。 <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(45)	(田中 義人)		<p>前頁より</p> <p>5 併せて、多様な地域への誘客に力を入れるとともに、観光による利益を地域経済に還元する「責任ある観光」の促進に取り組むとなっている。税収も大きく伸びず、住民サービスも不十分なわが町で、何をどのように実現させていくか。</p>		
46	〃	今後に向けた景観条例の改正を	<p>平成 20 年に議員提案で制定された「倶知安の美しい風景を守り育てる条例」は、制定から 10 年以上が経過し、時代や市場の変化により改正の時期を迎えていると感じる。</p> <p>当時は特に開発や建設が盛んであったニセコひらふ地区から、現在は樺山地区へも範囲を広げており、多くの課題を含んでいる。</p> <p>また、G20 における「北海道倶知安宣言」が採択され、持続可能な観光を目指し、観光公害対応に向けて取り組んでいくと先の質問でも取り上げたが、その具体的な対応として活用すべきが「倶知安の美しい風景を守り育てる条例」、いわゆる「景観条例」だと考える。町長の見解を伺う。</p> <p>1 現状を鑑み、町長はリゾートエリアの開発をどう進めていくべきと考えているのか。</p> <p>2 これまでの答弁では、北海道との協議をこれまで以上に強化する趣旨であったが、先の電柱問題などを見ると信じがたい。仮設物の設置許可や温泉掘削など、開発行為に付随するが許可申請や届け出先が異なり、縦割りで情報共有されていない事も問題。開発全体を、関係者が俯瞰できる仕組み作りが必須ではないか。</p> <p>3 住民説明会を開発許可や建築許可をする前に行うよう定めるべき。また、工事の自粛期間を改めて条例中でしっかり定めるべきではないか。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(46)	(田中 義人)		<p>前頁より</p> <p>4 開発協力金を定めたり、現在問題になっている駐車場を各施設で確保させたり、除排雪の実効性を考慮した開発・建築計画になるよう定めるべき。すべての不足部分を公的インフラでカバーするという考え方を改めるべきではないか。</p> <p>5 景観法を根拠法にした条例は多くあり、自然保護の観点が多く、環境保全をしながら良好な開発をしていくという趣旨である。わが町の条例にも、その観点をもっと加える時ではないか。</p>		
47	〃	水道政策の考え方は	<p>増え続ける外資によるリゾート開発により、倶知安町はインフラ整備を行う必要に迫られている。交通渋滞、駐車場不足など、ビジョンなき開発許可の結果により、出口の見えないトラブルシューティングに追われる毎日になっている。</p> <p>中でも、特筆すべきはニセコひらふエリアに対する上水道の給水についてである。リゾートエリアの開発がこのまま進めば上水道供給に 60 億円以上、下水道も 10 億円単位の整備費用が必要と報告された。</p> <p>しかし、詳細な積算根拠も、財政シミュレーションも示されていない事から、下記を町長に伺う。</p> <p>1 今後 10 年間で 2 倍になると予想した給水量の需要見込みは、ひらふエリアの宿泊可能数が倍になると捉える事が出来る。開発許可、開発予定など、需要見込みの根拠を伺う。</p> <p>2 給水量などを変更する場合においては、水道事業計画の変更をしなければならない。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(47)	(田中 義人)		<p>前頁より</p> <p>水道法第7条において、工事費の予定総額及び予定財源・給水人口及び給水量の算出根拠・経常収支の概算・料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件等を明らかにする事になっている。現時点での報告を求める。</p> <p>3 ピーク時の最大使用量は冬期間の一時的なものである。その急激な需要に対する整備を一度にするような考え方や、ピーク時の給水量を公的インフラでカバーするのではなく、新規施設に現行より大きい貯水槽整備の指導や制度化、公的インフラは需要ステップに応じた能力増設の考え方を設定すべきと考えるが、町長の見解を伺う。</p> <p>4 現在の増水計画は既存の配水管の入替と聞いているが、専門家の意見を聞くと一番コストがかかる工事になるようだ。更に、災害対策の観点から今後3万人分の送水を1本のみで賄うことはリスクが高すぎる。サンモリツ大橋側から別ルートを送水など、複数系統にする事が望ましいと考えるが、見解を伺う。</p> <p>5 そもそも、個人的には増水計画自体に疑問を感じている。開発許可権者である北海道とは、上下水の供給能力や更新などに伴う費用など、自治体の財政運営を考慮に入れた協議を行った経緯はあるのか。 また、水道法第15条の給水義務では、正当な理由があれば給水を拒むことが出来ると読み取れる。この財政負担はそれに当たらないのか、見解を伺う。</p> <p>6 最も利益を上げる開発事業者に対し、開発協力金の制度化などを行い、負担を求めるべきではないか。更に、このままでは、町全体の水道料金を上げることが必要なだけでなく、起債を起こすとしても企業会計内で収まる話ではないのではないのか。それぞれ見解を伺う。</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
48	田中 義人	誰のためのスキー場 なのか	<p>倶知安町には、一つの町営スキー場と、二つの民営スキー場があるが、民営スキー場の一つは国内企業、一つは外資系企業で、ニセコアンヌプリという一つの山を4社でシェアしている。ニセコ町と倶知安町にそれぞれ各2社のスキー場があり、また各1社が外資系企業となっている。ニセコアンヌプリは国定公園に指定されており、索道事業社（以下、リフト運営会社）はいずれもその土地を借りて、自然公園法の下で索道事業を行っている。</p> <p>そんな中、私の認識するところではここ数年、リフト運営会社に対する地元住民の反感が高まっている。</p> <p>少なからずこれまでスキー場をベースに、スキースクール事業やガイド事業を行ってきた日本人事業者が私を訪れ、現状に対して疑問に感じる事、不満に思う事など話されていく。現状を見ると、スキー場直営以外の外部スクールやガイド事業者を排除するような動きが進み、中小の地元事業者の事業継続が困難な状況に追いやられていると訴えます。</p> <p>リフト運営会社4社は独自のルールを策定し、外部スクールなどを認定制にしている。そこまでは良いが、外部スクールのインストラクター1名あたり25万円の商業パスを販売しているにもかかわらず、スキー場内でお客さんとの待ち合わせを禁止し、スクールのスタート地点として利用させないようにしている。</p> <p>また、直営のガイド事業者と自社スタッフだけ独占的にリフトを利用させ、パウダースノーを滑らせる時間帯を設けたりしている「独占的状态」をつくっている。</p> <p>これらの行為は自然公園法の趣旨に沿っているのか。開発も含め、経済的実効支配が蔓延し、法令では規制できないからと諦めている行政の姿勢によって、中小事業者、日本人がこの地を離れていく事に拍車がかかる事は明白である。</p> <p>これらの現状をどう受け止め、どうかじ取りをしていくのか。町長の見解を伺う。</p>	町長	